

仕様書

1 委託業務名

青森県多言語パンフレット企画制作業務

2 委託業務の目的

本業務は、インバウンド需要の更なる獲得に向け、本県が旅の目的地として選ばれるよう、旅行先を選定及び決定する前の段階における本県の認知度の向上を図り、及び旅の目的地としての興味・関心度を高めるため、本県観光の魅力を効果的かつ強力に訴求するインバウンド向けの観光パンフレット（以下「パンフレット」という。）を制作し、本県来訪への具体的な旅行行動へとつなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

本県の観光の魅力、祭り、二次交通等の情報を掲載したパンフレットを以下のとおり制作すること。

- (1) 規 格：A4
- (2) 頁 数：20頁以上（表紙・裏表紙を含む。）
- (3) 印 刷：フルカラー（両面）
- (4) 紙 質：受注者の提案により協議の上決定
- (5) 制作言語：英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語
- (6) 部 数：各言語4,000部以上

※ただし、本業務の委託料の上限額の範囲内において、より多くの部数を印刷・納品することが可能な場合は、その部数を提案すること。

- (7) 納品場所：東邦運輸倉庫（〒030-0142 青森県青森市野木野尻37-340）

5 掲載内容

以下の（1）から（8）までの掲載内容をすべて網羅し、構成及び紙面の表現手法（見せ方）については、受注者の企画提案内容によるものとする。

- (1) 従来の文字情報主体のガイドブック型ではなく、本県が持つ自然・四季の美しさ、独自の文化・伝統、食などの魅力を最大限に引き出す「写真集のようなビジュアル特化型の紙面構成」とし、ターゲットのインサイトに強く訴えるビジュアルを厳選して構成すること。
- (2) あえて紙面上の詳細な文字情報を最小限に抑えることで、視覚的なインパクトと情緒的な訴求力を最大化させ、外国人観光客の来県意欲を喚起すること。

- (3) 言語毎にターゲットへの訴求力や視認性が高い最適なフォントを使用すること。
- (4) アクセス情報の他、外国人観光客から評価・関心が高いコンテンツを中心に掲載し、県公式のパンフレットとして信頼され、実際に旅行先決定の役に立つコンテンツを厳選すること。
- (5) 掲載するコンテンツや情報は、特定の地域に偏ることなく、県内各圏域（東青、中南、三八、上北、西北、下北）の情報がバランスよく掲載されるよう配慮すること。
- (6) 詳細な文字情報（エリア詳細、営業時間、最新情報等）は、紙面に配置した二次元コードから「多言語版青森県観光情報サイト（Amazing AOMORI）」の該当ページへ遷移させ、WEB上で確認してもらう導線进行設計すること。
- (7) 掲載するコンテンツや情報は、受注者が責任を持って最新情報を収集すること。
- (8) 掲載する画像データに関しては、受注者がすべて手配すること。なお、必要な画像データは、収集と掲載に係る著作権、所有権、肖像権等の必要な調整及び許諾手続きの一切を受注者が行うこと。

6 成果物

- (1) 印刷成果物
- (2) PDF形式データ（軽量化データ及び高解像度データ）
- (3) ai形式データ又は同等のもの（再編集可能なレイアウトデータとすること。）
- (4) 業務完了報告書

7 AI技術の利用について

- (1) 本業務の成果物（以下「成果物」という。）に係る素材（画像、イラスト、文章等）について、生成AIを用いて自動生成された素材を利用することは、著作権及び権利関係の安全性を担保するため、一切認めない。ただし、制作過程において、既存の画像編集ソフト等に搭載されている補助的なAI機能（解像度向上、ノイズ除去等）に限り、著作権を侵害しない範囲で使用することはこの限りではない。
- (2) 成果物が、上記（1）の規定に違反して制作されたものであることが判明した場合、発注者は採択を取り消し、及び契約の解除を行うことができる。この場合、それにより生じた損害（再公募費用や損害賠償等）については、すべて受注者の責任において補償するものとする。

8 著作権について

- (1) 受注者は、成果物に対して、著作権法第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために成果物を改変し、任意の著作権名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (4) 発注者は、成果物について、受注者の承諾を得ることなく、増刷（他社への印刷発注を含む）を自由に行うことができるものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (2) 仕様書及び契約書に定めのない事項に関して疑義が発生した場合は、発注者と受注者とが別途協議して定めるものとする。